

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年3月分～適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
・介護保険料率: 令和8年3月分～適用
・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

(山梨支部)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料		子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)		
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合	介護保険第2号被保険者 に該当する場合	令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます	一般・坑内員・船員	9.55%	11.17%	
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	円以上	円未満	5,539.0	2,769.5	6,478.6	3,239.3	133.4	66.7
2	68,000	63,000～	73,000	6,494.0	3,247.0	7,595.6	3,797.8	156.4	78.2
3	78,000	73,000～	83,000	7,449.0	3,724.5	8,712.6	4,356.3	179.4	89.7
4(1)	88,000	83,000～	93,000	8,404.0	4,202.0	9,829.6	4,914.8	202.4	101.2
5(2)	98,000	93,000～	101,000	9,359.0	4,679.5	10,946.6	5,473.3	225.4	112.7
6(3)	104,000	101,000～	107,000	9,932.0	4,966.0	11,616.8	5,808.4	239.2	119.6
7(4)	110,000	107,000～	114,000	10,505.0	5,252.5	12,287.0	6,143.5	253.0	126.5
8(5)	118,000	114,000～	122,000	11,269.0	5,634.5	13,180.6	6,590.3	271.4	135.7
9(6)	126,000	122,000～	130,000	12,033.0	6,016.5	14,074.2	7,037.1	289.8	144.9
10(7)	134,000	130,000～	138,000	12,797.0	6,398.5	14,967.8	7,483.9	308.2	154.1
11(8)	142,000	138,000～	146,000	13,561.0	6,780.5	15,861.4	7,930.7	326.6	163.3
12(9)	150,000	146,000～	155,000	14,325.0	7,162.5	16,755.0	8,377.5	345.0	172.5
13(10)	160,000	155,000～	165,000	15,280.0	7,640.0	17,872.0	8,936.0	368.0	184.0
14(11)	170,000	165,000～	175,000	16,235.0	8,117.5	18,989.0	9,494.5	391.0	195.5
15(12)	180,000	175,000～	185,000	17,190.0	8,595.0	20,106.0	10,053.0	414.0	207.0
16(13)	190,000	185,000～	195,000	18,145.0	9,072.5	21,223.0	10,611.5	437.0	218.5
17(14)	200,000	195,000～	210,000	19,100.0	9,550.0	22,340.0	11,170.0	460.0	230.0
18(15)	220,000	210,000～	230,000	21,010.0	10,505.0	24,574.0	12,287.0	506.0	253.0
19(16)	240,000	230,000～	250,000	22,920.0	11,460.0	26,808.0	13,404.0	552.0	276.0
20(17)	260,000	250,000～	270,000	24,830.0	12,415.0	29,042.0	14,521.0	598.0	299.0
21(18)	280,000	270,000～	290,000	26,740.0	13,370.0	31,276.0	15,638.0	644.0	322.0
22(19)	300,000	290,000～	310,000	28,650.0	14,325.0	33,510.0	16,755.0	690.0	345.0
23(20)	320,000	310,000～	330,000	30,560.0	15,280.0	35,744.0	17,872.0	736.0	368.0
24(21)	340,000	330,000～	350,000	32,470.0	16,235.0	37,978.0	18,989.0	782.0	391.0
25(22)	360,000	350,000～	370,000	34,380.0	17,190.0	40,212.0	20,106.0	828.0	414.0
26(23)	380,000	370,000～	395,000	36,290.0	18,145.0	42,446.0	21,223.0	874.0	437.0
27(24)	410,000	395,000～	425,000	39,155.0	19,577.5	45,797.0	22,898.5	943.0	471.5
28(25)	440,000	425,000～	455,000	42,020.0	21,010.0	49,148.0	24,574.0	1,012.0	506.0
29(26)	470,000	455,000～	485,000	44,885.0	22,442.5	52,499.0	26,249.5	1,081.0	540.5
30(27)	500,000	485,000～	515,000	47,750.0	23,875.0	55,850.0	27,925.0	1,150.0	575.0
31(28)	530,000	515,000～	545,000	50,615.0	25,307.5	59,201.0	29,600.5	1,219.0	609.5
32(29)	560,000	545,000～	575,000	53,480.0	26,740.0	62,552.0	31,276.0	1,288.0	644.0
33(30)	590,000	575,000～	605,000	56,345.0	28,172.5	65,903.0	32,951.5	1,357.0	678.5
34(31)	620,000	605,000～	635,000	59,210.0	29,605.0	69,254.0	34,627.0	1,426.0	713.0
35(32)	650,000	635,000～	665,000	62,075.0	31,037.5	72,605.0	36,302.5	1,495.0	747.5
36	680,000	665,000～	695,000	64,940.0	32,470.0	75,956.0	37,978.0	1,564.0	782.0
37	710,000	695,000～	730,000	67,805.0	33,902.5	79,307.0	39,653.5	1,633.0	816.5
38	750,000	730,000～	770,000	71,625.0	35,812.5	83,775.0	41,887.5	1,725.0	862.5
39	790,000	770,000～	810,000	75,445.0	37,722.5	88,243.0	44,121.5	1,817.0	908.5
40	830,000	810,000～	855,000	79,265.0	39,632.5	92,711.0	46,355.5	1,909.0	954.5
41	880,000	855,000～	905,000	84,040.0	42,020.0	98,296.0	49,148.0	2,024.0	1,012.0
42	930,000	905,000～	955,000	88,815.0	44,407.5	103,881.0	51,940.5	2,139.0	1,069.5
43	980,000	955,000～	1,005,000	93,590.0	46,795.0	109,466.0	54,733.0	2,254.0	1,127.0
44	1,030,000	1,005,000～	1,055,000	98,365.0	49,182.5	115,051.0	57,525.5	2,369.0	1,184.5
45	1,090,000	1,055,000～	1,115,000	104,095.0	52,047.5	121,753.0	60,876.5	2,507.0	1,253.5
46	1,150,000	1,115,000～	1,175,000	109,825.0	54,912.5	128,455.0	64,227.5	2,645.0	1,322.5
47	1,210,000	1,175,000～	1,235,000	115,555.0	57,777.5	135,157.0	67,578.5	2,783.0	1,391.5
48	1,270,000	1,235,000～	1,295,000	121,285.0	60,642.5	141,859.0	70,929.5	2,921.0	1,460.5
49	1,330,000	1,295,000～	1,355,000	127,015.0	63,507.5	148,561.0	74,280.5	3,059.0	1,529.5
50	1,390,000	1,355,000～	1,395,000	132,745.0	66,372.5	155,263.0	77,631.5	3,197.0	1,598.5

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.55%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険

皆さまの健康を 未来につなぐために。

いきいきと働き続けるためには、
日々の健康が大切。
また、健康を保つことは、医療費や保険料率を
抑えることにもつながります。
あなたの健康を未来につなぐため、
日々の健康づくりに取り組みましょう。



「保険料率」の仕組みってどんなもの?

実は! 保険料率は都道府県支部ごとに決まっていて、毎年改定されます!

保険料率は都道府県支部ごとの医療費水準等に基づいて決定しています。
つまり医療費を抑えることなどで、保険料率を引き下げるることができます。

都道府県単位保険料率は、都道府県支部ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、当該都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に基づいて毎年算出され、改定されています。

※現役世代の負担軽減、中小企業を取り巻く厳しい状況などの現在の社会経済情勢などを踏まえ、令和8年度の全国平均の保険料率を0.1%引き下げました。

1分でかんたん! あなたの保険料をチェック!

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけ!
あなたの保険料額がわかります。

Check!

あなたの保険料をチェック!
加入支部
東京支部 9.85% 全国平均 9.90%
標準報酬月額
5.5万円⇒4.3万円
保険料を見る
あなたが加入している都道府県支部の保険料率は 9.85%
QRコード
こちらの保険料率
サイトでチェック!

事業主・ご担当者の皆さまへのお願い

従業員の皆さんに、保険料率の仕組みや健康づくりについて
ご理解いただけるよう、積極的なお声掛けをお願いいたします。

インセンティブ制度をご存じですか?

皆さまの健康への取組が、保険料率の引下げにつながります!

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの取組が保険料率の引下げにつながる「インセンティブ制度」を取り入れています。
5つの指標について、各支部の取組のランク付けが行われ、上位15支部に入ると保険料率が引き下げられます。



5つの指標

- | 皆さんにご協力いただきたい! 5つの指標 | | | | |
|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------|------------------------|
| 指標 1
特定健診等の実施率 | 指標 2
特定保健指導の実施率 | 指標 3
特定保健指導対象者の減少率 | 指標 4
要治療者の医療機関受診率 | 指標 5
ジェネリック医薬品の使用割合 |
| 健康状態を確認するために健診を毎年受けましょう。 | 生活習慣を改善するために特定保健指導を受けましょう。 | 健康的な生活を心がけ、生活習慣を見直しましょう。 | 早期受診で重症化を防ぎましょう。 | ジェネリック医薬品を積極的に使いましょう。 |

まずは健診!

加入者・事業主の皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば保険料率の伸びを抑えることができます。
保険料率の伸びを抑えるためには、
皆さんに健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。

協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しく! 詳しくはこちら▶



「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

令和8年4月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、
子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁
ホームページ



「電子申請サービス」
が始まりました!

